

平成24年度 包括外部監査結果に対する措置状況（案）

1. 基金の問題

項目 (監査対象基金名)	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書 ページ
大分県芸術文化基金	県民芸術文化祭開催事業において、県は大分県民芸術文化祭実行委員会の運営費の内訳資料を入手していなかった。今後は事業実施実績書及び収支精算書の適切性を把握するために、内訳資料を入手する必要がある。	監査結果を受け、平成24年度実績から事業実施報告書に運営費の内訳資料を添付するように措置した。	企画振興部	150
	大分アジア彫刻展や香り文化振興事業においては来場者から意見を集めるなどして、さらなる来場者の増加や県民の文化力向上に資するよう工夫されたい。	監査結果を受け、平成24年度実施のイベントから来場者アンケートを実施し内容を分析の上、今後の事業に活用するように措置した。		150
ふるさとおおいた応援基金	ふるさと納税寄附金の県大分の受入れ状況は低いことから、今後、より効果的な情報提供などの策を講じられたい。	<p>現在、県外事務所の全職員を「ふるさとおおいた応援推進員」と位置づけ、県外の県人会や同窓会においてふるさと納税制度の周知と寄附金の確保に努めている。</p> <p>また、県庁のホームページ内の「ふるさとおおいた応援サイト」では、これまで年1回であった寄附状況の公表を平成25年度から四半期ごとに更新することとし、平成24年度にはこれまでの寄附者に寄附金の活用状況をお知らせするとともに知事名の感謝状を送付した。</p> <p>これまで、5千円以上の寄附者に、めじろん・メジッピーバッジ、グローバルタワー招待券、ポストカード、観光情報誌の最新号を送付しているが、通算2度目以上となるリピーター寄附者には重ねて送付することとなるため、平成25年度からリピーター寄附者や高額納税者には「坐来大分」のお食事券、大分トリニータ・ペア観戦券、フェリーさんふらわあの片道無料券、クーポン付き観光冊子等の追加送付を検討する。さらに、観光情報誌の発刊に合わせ、大分県の情報を定期的に送付し、ふるさと大分を思い返す機会を増やすよう努める。</p> <p>なお、平成24年7月のイオン株式会社との地域協働事業協定の締結を機に、電子マネー「大分すきっちゃんWAON」を使って買い物をした額の0.1%がふるさと納税として納付される仕組みを取り入れたところである。（平成25年4月受入額：284,319円）</p> <p>寄附金は貴重な財源となるため、今後とも費用のかからない方法を工夫し寄附金の確保に努めていく。</p>	企画振興部	154
大分県災害救助基金	災害救助基金は普通税収入額等を加味して要積立額が算定されているが、監査人と担当課の算定値が異なったため担当課に確認したところ、普通税収入額の計算が誤っていたことが判明した。今後は担当課が税区分等を税務課に每期確かめるなどして要積立額の適切な算定を行っていく必要がある。	平成24、25年度の災害救助基金の最低積立額を算定した際は、税務課に税区分の決算額を確認し要積立額の算定を行った。今後も税務課に決算額を確認し、要積立額の算定を行う。	福祉保健部	155
	災害物資の保管状況を確認したところ、物資の賞味期限が一目で判別できないような積み上げ方になっていた。災害救助用備蓄物資の先入先出による在庫管理を容易にするため、物資の整理方法を改善する必要がある。 また、災害物資に係る管理マニュアルが存在しないが、不測の事態にスムーズな対応をとられるようにマニュアルを整備・運用することが望ましい。	<p>備蓄物資の保管については、賞味期限を記載した側面がみえるような積み上げ方とし、また、備蓄物資の賞味期限が早い順に並び替え、先入れ先出しが容易にできるよう改善を図った。</p> <p>災害物資に係る管理マニュアル（仮称）については、平成25年度中に作成をする予定である。</p>		156
	当基金及び備蓄物資の管理は福祉保健部地域福祉推進室により行われているが、業務の効率化を図るため、生活環境部防災危機管理課への業務の所管替えも検討されたい。	<p>災害救助基金は厚生労働省所管の災害救助法に基づいて行われていることから、福祉保健部が所管している。</p> <p>しかしながら、国において同法の所管を内閣府に移管することが決まったこと等も踏まえ、今後、所管のあり方を関係課と検討する。</p>		156

## 1. 基金の問題

項目 (監査対象基金名)	監査結果	措置状況(案)	担当部局	報告書 ページ
大分県医療施設耐震化促進基金 大分県介護基盤緊急整備等促進基金 大分県介護職員処遇改善等促進基金	基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受入れ管理を十分に行い、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。	平成25年度、基金担当者は、会計管理局会計課主催の「基金の積立・取崩等に係る会計事務説明会」に積極的に参加するなど、取崩しを必要とする時期及び所要額等を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう、適正な基金運用に取り組んでいる。	福祉保健部	161 175 178
大分県地域医療再生基金	大分県地域医療再生基金事業は総額66億円という多額で多くの事業メニューから構成されている。事業の目標と実績の詳細な差異分析や、施設整備補助については整備後の利用状況についても把握・検証を行った上で、県の医療政策に生かしていくよう検討された。	地域医療再生基金については、毎年度実施している事務事業評価に加えて、平成24年度から、地域医療再生計画の自己評価で事業で掲げた目標の達成状況や整備された機器・設備の稼働状況等を検証しているところである。	福祉保健部	166
	地域医療再生施設設備整備補助金によって、平成22年度から平成23年度にかけて遠隔画像診断情報ネットワーク体制の整備を行う目的で、北部医療圏1病院で施設整備が行われているが、平成24年9月時点において、いまだ稼働実績がない状況にある。 また、同じく臨床研修病院でのネットワーク整備が行われているが、平成23年度に整備された3病院では、平成24年9月時点において稼働実績がない状況にある。 整備した医療機関との調整を図り、地域医療の充実のために設備が有効に使われるよう促す取組を行う必要がある。	遠隔画像診断情報ネットワーク体制の整備を行った北部医療圏の1病院については、平成24年9月時点で稼働実績がなかったが、その後の病院間等の調整により、平成25年3月から稼働を開始している。 また、平成23年度に臨床研修病院でのネットワーク整備を行った3病院については、整備後の個人情報の取扱をどうするかといった調整等に時間を要していたため、平成24年9月時点で稼働実績がなかったが、その後の調整により、平成25年3月から稼働を開始している。 今後、事例を紹介するなど、設備が有効に活用されるよう促す。		167
大分県国民健康保険広域化等支援基金	ジェネリック医薬品差額通知システムの開発委託業務において、契約書で禁止されている再委託を行っていた。今後、契約書の内容については詳細に検討を行い、契約を行う必要がある。	システム開発委託業務は、平成23年度のみで終了しているが、今後委託契約を締結する際は、委託業務内容及び委託先の状況をより精査し、業務内容に合った契約書で契約を締結する。	福祉保健部	169
	県は、基金管理者として、毎年度各市町村に対し国保財政のヒアリングを実施しているものの、国保会計の収支予測については一部の市からの入手に留まっている。市町村の国保財政に対するリスク管理、県全体への影響の面を考慮すると、全ての市町村から収支予測を入手することが望ましいため、これを検討されたい。	これまで国保会計の財政状況については、ヒアリング等を行ってきたところであるが、平成25年度から定期的に収支予測資料を求める等により、的確に全市町村の国保会計の財政状況を把握することとした。 なお、平成25年5月までに、全市町村から国保会計の収支予測資料を入手した。		170
大分県安心子ども基金	基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の管理を十分に行い、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛け、事業資金の確保に努力する必要がある。	平成23年度の戻入の大半を占める事業は平成24年度で事業廃止した。 その他の事業については、年度末の会計課から取崩時期の照会に対し、厳格な執行計画を立て、取り崩すこととした。	福祉保健部	181

## 1. 基金の問題

項目 (監査対象基金名)	監査結果	措置状況(案)	担当部局	報告書 ページ
大分県障害者自立支援対策臨時特例基金	事業の評価において介護福祉士の登録者数があげられているが、前年度の実績よりも翌年度の目標値が低い状態が続いている。目標値の重要な機能の一つには実績値を引き上げることがあり、そのためには努力すれば達成可能な最大値であることが望ましいことから、目標値の見直しをタイムリーに行う必要がある。	平成17年度に策定した大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」における平成27年度の目標値は12,800人と設定しており、この目標値を基に毎年度の目標値を定めていた。 平成23年度のプラン見直しにより、平成27年度の目標値を16,400人に引き上げ、これにあわせ、平成24年度以降は、適正な目標値を設定している。 今後も、適正な目標値となるよう適宜見直しを行う。	福祉保健部	183
大分県障害者自立支援対策臨時特例基金	基金の運用開始が遅れたり、取崩しが過大であったりしたことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の管理を十分に行い、入金から基金繰入までのタイムラグを可能な限りなくすように努力するとともに、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。	平成24年度分について、運用開始時期は適切であり、取崩額も過大とならないよう努めた。引き続き、適正な基金運用を心掛け、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう努める。	福祉保健部	185
大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金		平成24年度分についての基金の取崩は過不足無く行った。引き続き、適正な基金運用を行い、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう努める。		187
大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金	施設工事に関して、県の土木事務所の設計審査の過程において検出した課題や問題点が、実際にどのように解決され、竣工審査の時点でそれが最終的に漏れなく確認されたのかについて、その顛末の分かる資料が残されていなかった。 少なくとも竣工審査の審査表においては、設計審査の段階で検出された課題や問題点に関する顛末が記載される必要がある。	平成25年度から、県の土木事務所の設計審査の過程において検出した課題については、対応状況を文書にて整備することとした。	福祉保健部	187
大分県自殺予防対策強化基金	大分県の自殺者はこのところ減少傾向にあり、全国的な位置付けとしても自殺死亡率は47都道府県中36番目に抑えられている。しかし、内訳として学生の自殺者が平成23年度は13人と前年度の倍以上となっており、ここ数年で最も高くなっていることから、関係部局と連携して原因を調査し、対策を検討していただきたい。	自殺の原因は個々複雑であり、正確な把握は困難であるが、関係部局から構成される自殺対策庁内連絡協議会において、情報交換などにより、できる限りの把握に努める。 なお、平成25年度の新規事業で、若年者向け自殺予防対策として、県内大学、専門学校等に対して、こころの健康の大切さ等を認識してもらうための講演会を実施することとしている。	福祉保健部	190
大分県地域環境保全基金	当該基金を使用した最も大きな事業である低炭素・グリーン社会構築事業の成果指標が、過去2年間実績が目標を上回る状態が続いていた。この事業は23年度で終了しており、今後この目標設定を見直すことはないが、今後この基金を使ったその他の事業も含めて、PDCAを遂行する中で、その実効性を高めるためにも、事業の目標についてはタイムリーに見直しを行う必要がある。	低炭素・グリーン社会構築事業は、平成23年度で終了したため、その継続事業である地球温暖化対策推進事業では、指標を二酸化炭素排出量に関連性の高い「1世帯当たりの年間電力消費量」に変更し、PDCAを遂行する中で、実効性を高めることができるよう配慮した。 今後も事業の目標設定にあたっては、進捗状況等を適宜把握し、事業の実効性を高めることに努める。	生活環境部	194

## 1. 基金の問題

項目 (監査対象基金名)	監査結果	措置状況(案)	担当部局	報告書 ページ
大分県消費者行政活性化基金	基金により実施されている大分県消費者行政活性化事業について、市町村からの実績報告の添付書類の不備に対し、県のチェックが適切に行われていないため、改善する必要がある。	平成24年度実績報告の添付書類について、不備のある市町村に個別指導するとともに、平成25年4月の市町村課長担当者会議で説明、指導した。今後、添付書類のチェックを複数人で行い、適正な事務処理を行っていく。	生活環境部	197
	消費者生活相談員養成講座研修委託事業について、受講者の選定の公平性、透明性を確保できるよう工夫されたい。	県内の消費生活相談員のうち、有資格者は大分市など一部地域に偏在しており、消費者生活相談員の養成は、地域の状況に応じて行うことが重要であるため、今後、同様の事業を実施する場合、受講者の決定にあたっては、地域バランスを考慮しながら、補欠合格者を設ける等の方法により、公平で透明性のある選考を行う。		198
大分県県民安心協働応援基金	ソーシャルビジネス支援事業の委託費の間接経費の妥当性が検討されていない。算定根拠を把握することが望ましい。	平成24年度については、受託者に対して間接経費の算定に係る根拠資料の提出を指示した。今後も、受託者に対して間接経費の算定に係る根拠資料の提出を求める。	生活環境部	202
大分県公害被害救済等基金	被害の把握については漁協が現地調査等を行っており、担当課はこれに関して立会を行っているが、これを行った県の担当者の立会調書が作成されていない。立会を行った場合、その場の状況や相手側に対する質問とその回答、現地の状況等に関する調書を作成するのが当然であり、これが作成されていなければ、立会の担当者が被害状況の確認について十分に注意義務を果たしたことを疎明することはできない。今後は作成する必要がある。	平成25年3月12日付けで、「赤潮による漁業被害補填申請にかかる調査等実施要領」を改正し、振興局が「赤潮被害調査等立会調書」を作成のうえ、県知事あて提出することを義務づけるとともに、立会調書の様式を定めた。	生活環境部	205
	赤潮被害の発生から認定審査会を行って補てん金を支払うまで長期間を要している。被害者の立場に立って、可能な限り迅速な対応をお願いしたい。	赤潮被害の発生から補填金申請までに時間を要していることから、平成25年度から漁協組合員に対し速やかに申請書を提出するよう指導する。また、漁業被害認定審査会についても、赤潮発生が少なくなった段階で出来る限り早期に開催する。		206
大分県環境保全協力金基金	ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託において、支出負担行為決議書に記載されていた根拠条文が誤っていた。決議書への記載とチェックを適切に行うべきである。	支出負担行為決議書に記載した根拠条文は、監査結果を受け、直ちに修正した。今後、担当者が根拠条文を適切に記載するとともに、決裁の流れの中で複数人が適切にチェックを行い、適正な事務処理を行っていく。	生活環境部	212
大分県企業立地促進等基金	基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分な部分があった。基金担当者は取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。	基金の取り崩し額は、これまで直近の予算額に基づいて決定していたが、監査結果を踏まえ、平成25年度からは、取り崩す直前の執行状況を確認のうえ十分精査し、可能な限り執行額に近づけるよう努力することとした。	商工労働部	215

1. 基金の問題

項目 (監査対象基金名)	監査結果	措置状況(案)	担当部局	報告書 ページ
大分県ふるさと雇用再生 特別基金	<p>新規就農者スキルアップ対策事業に係る簿冊の中に、対象者以外の者の給与明細が含まれていた。今後は個人情報保護条例に基づき、対象者以外の者に関する資料を入手・保管することがないよう留意するべきである。</p>	<p>委託費の精算にあたり、委託先事業者に対して人件費の支払状況の確認のため提出を求める資料については、個人情報保護の観点から、委託費から人件費を支払っている対象者の分に限定するよう平成25年4月に県・市町村担当課あて文書通知を行い、取扱いの徹底を図った。</p>	商工労働部	217
	<p>新規雇用就農者等緊急育成事業の出勤簿の名前を勤務者ではなく、委託先の担当者が記載していたため、記載内容に誤りが生じていた。出勤簿の記載内容に誤りがないよう確認する必要がある。</p>	<p>委託先事業者に対し支払いが確認できる資料の提出を求める場合など、出勤簿等の記載内容に誤りがないか十分確認するよう平成25年4月に県・市町村担当課あて文書通知を行い、指導徹底を図った。</p>		217
大分県緊急雇用創出事業 臨時特例基金	<p>緊急雇用創出事業実施要領では、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が通算して1年以内と定められているが、緊急雇用犯罪多発地域安全パトロール推進事業において、雇用期間が通算して1年を超えた新規雇用者が平成22年度から平成23年度において23名存在した。当該労働者の雇用期間について、通算1年を超えた期間の人件費として支払った金額は24,860千円となっている。 この基金は事業が多岐にわたり、問題が発生するリスクがあることから、事業担当課及び基金取りまとめ担当課が連携してチェックリストを活用する等、リスクに応じた内部統制を整える必要がある。</p>	<p>雇用創出基金事業の適正な事務処理について、平成25年3及び5月に県・市町村担当課あて文書通知を行うとともに、平成25年7月に委託先事業者等を対象とした研修会を開催し、事業要件について周知徹底を図った。 また、事業担当課が委託先事業者に説明する際のひな形等の作成や委託契約書、同仕様書等のひな形の改訂を行い、委託先事業者に対する事業要件等の説明の徹底を図った。 さらには、「雇用創出基金事業チェックリスト」を策定し、各事業担当課において、チェックリストに基づき中間検査、完了検査を実施し、最終的に基金取りまとめ担当課において点検を行うこととする等、検査体制の整備を図った。</p>	商工労働部	219
	<p>緊急雇用学校学習環境整備事業計画書に臨時職員（新規雇用者）の職務内容が記載されているものの、職員の配置や職務内容の必要性が明記されておらず、新規雇用の必要性が明らかにされていない。それぞれの学校の現況を適切に識別して問題点を明確にした上で、職員配置を行っていくことが望ましい。</p>	<p>配置先の学校が個別に実態を把握した上で、必要な人材を配置できるように業務内容や必要性を具体的に事業計画書に記載するとともに、計画を取りまとめる事業担当課において、記載内容について十分確認するよう平成25年4月に文書通知を行い、指導徹底を図った。</p>		220
	<p>緊急雇用学校学習環境整備事業において、ハローワークへの公募日（登録日）から2～3日以内に採用決定している学校があったが、この採用に係る過程や記録が残されていなかった。</p>	<p>平成25年3月に策定した面接調書により新規雇用する労働者の選考過程等の記録を残すよう委託先事業者を指導するとともに、事業担当課で直接雇用する場合も、同様に記録を残すよう平成25年4月に県・市町村担当課あて文書通知を行い、取扱いの徹底を図った。</p>		220
	<p>基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分であった。基金担当者は取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>基金取崩額は、これまで事業担当課から報告される1月末時点の決算見込額に基づき算定していた。平成24年度決算からは、基金取崩額の精度をより高めるため、2月末時点の決算見込額に基づき算定することに加えて、事業担当課には変更が生じた場合は速やかに報告するよう求め、可能なかぎり基金の積戻額が少なくなるようにした。</p>		221
	<p>生活保護受給者就労支援事業については、生活保護下にある世帯においても、就労能力のある世帯が就労によって自立でき、結果的に生活保護費が減少することは、社会にとっても、その世帯にとっても望ましく、また、今回検証した結果、費用対効果の面で成果が見込まれることから、県としても、市に対し積極的に導入を働きかけるべきである。</p>	<p>生活保護受給者等就労支援事業における就労支援員の配置を行っていない市に対して、平成25年5月に実施したヒアリングの際に、就労支援に関する状況を確認するとともに、配置するよう働きかけた。 また、平成25年5月に開催した各市福祉事務所査察指導員会議の場においても、当該事業の有効活用を促した。</p>		222

## 1. 基金の問題

項目 (監査対象基金名)	監査結果	措置状況(案)	担当部局	報告書 ページ
大分県中山間地域等農村 活性化基金	この基金を使用した活動は、現在のところ主として広報・啓発活動を行っているが、効果が限定的である。今後は棚田保護や中山間地域における、より具体的な活動に結び付くように、地域住民やボランティア団体等と連携を強化する等、工夫する必要がある。	平成25年度から、地域住民やNPOなど多様な主体による草刈り、稲刈り、水路等の清掃等の保全活動に対しても支援することとした。	農林水産部	226
大分県森林整備加速化・ 林業再生基金	椎茸生産基盤整備総合対策事業において、椎茸生産施設の整備に補助金を出しているが、要領上求められている相見積りが取られていることの確認が行われていなかった。 また、乾椎茸増産対策基盤強化事業については、要領に入札・相見積り等の購買上の要件が定められていない。	椎茸生産基盤整備総合対策事業において、平成25年5月に、実施要領第3号様式的设计図書(注)3に「2社以上の見積書を添付すること」を追記し、見積書の添付を義務づけた。 また、乾椎茸増産対策基盤強化事業については、平成23年度単年度のみの事業であるが、今後同様の事業があった場合、「2社以上の見積書を徴収及び添付すること」を明記する。	農林水産部	230
	林業再生里山対策事業において、侵入竹林伐採・除去面積が事務事業評価上の目標数値となっているが、当該目標数値が実態とそぐわず、目標値としての機能を果たしていない。	整備目標を設定し事業を実施したが、対象となる森林所有者の費用負担や不在村所有者(所有者が森林がある市町村内に居住していない)の問題から、整備目標に達することが出来なかった。 本事業は平成23年度で終了したが、今後同様の事業があった場合は、実態に適合した目標設定を行うこととする。	農林水産部	230
大分県森林環境保全基金	平成24年9月末日現在において、毎年公表する森林環境税の使用実績に係る県民への説明資料である『森林環境税の取組み実績』の平成22年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)分が、平成23年11月1日に開示されている。今後はよりタイムリーな県民への開示を心がけてもらいたい。	森林環境税活用事業の事業実績を取りまとめ、平成25年度から、例年よりも早い7月末にホームページへの掲載を行った。	農林水産部	231
	開示内容については、ホームページ上の大分県森との共生推進室が開示している『森林環境税の取組み実績』の目標と実績が比較可能な状態で明確に記載されていないなど、読者側から見て理解しやすい内容となっておらず、どの程度の成果が上がっているのか、不明確となっている。	平成25年度から、計画と実績を出来る限り数値化して比較するなど、事業の目的や内容、実績が分かり易いようにホームページへの掲載を行った。		232
大分県水源地域振興基金	基金の取り崩しが過大となり、運用が不十分であった。取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。	関係資料による確認を確実にを行うなど、負担金を交付する相手方(日田市)との連絡調整を緊密に行うことにより、取崩し額が過大とならないよう改善を図ることとした。	土木建築部	233
補足(基金について)	基金運用の実務担当部局は、基金の積立て及び取崩しの会計事務処理マニュアル等を整備するとともに、基金事務に関する説明会等を通じて関係課に対して指導を行う必要がある。	基金の積立て、取崩し等に係る関係課の役割、事務処理方法を明確にするため、平成25年4月に「基金の積立、取崩等に係る財務会計システムの標準的事務処理手順書」を作成し、5月に基金事務担当者を対象とした研修会を開催した。 また、より適切かつ効率的な基金運用を行うため、毎年度「基金運用計画」策定に当たり実施している2月の基金所管課ヒアリングに加え、3月にも取崩額等の変更の有無を再度確認することにより、連携の強化を図ることとした。 さらに、基金に係る関係課の役割や事務処理方法を明確化するため、現行の諸規程を見直すとともに、新たに要綱(要領)を制定し、全所属に周知することとした。	会計管理局	236

2. 遊休・不稼働財産の問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
<p>県有財産に関する情報の一元化と全体最適の検討</p>	<p>少子高齢化等による行政に対するニーズの変化、未利用・低利用の土地や施設の発生、施設の老朽化と維持保全コストの増加といった状況の変化に対応して、財産を有効に利活用し、的確に行政サービスを提供していくには、未利用・低利用財産はもちろん、これにとどまらず、現在使用されている財産についても、県全体の観点から最適な利活用状態となっているのかということも含めて、モニタリングすることが必要となる。</p> <p>そのためには、これまで以上に情報を一元管理してマネジメントする必要性から、土地及び建物については早めに対応がとれるよう、あらかじめ将来予測も含めて把握できるようにする必要がある。</p> <p>具体的には、県有財産経営室の年間一回の未利用財産調査の際、各所管課より未利用財産だけでなく、所管している全ての財産に対する利活用状況（使用許可や貸付の状況を含む）の報告を義務付けることによって、財産の利活用や管理状況のモニタリングを受ける仕組みとすること等が考えられる。これによって、財産の利活用や管理状況に対する内部統制を整えることができ、県有財産に関する情報も共有化され、迅速な対応が取れる体制ができるとともに、現在の各財産の状況が県全体にとって最適な利活用状態であるのかを検討するきっかけとすることができると考えられる。</p>	<p>公の施設については各財産所管課で利用者数や利用者等からの意見・要望等利活用情報を把握している。平成25年度は、財産経営面から県有財産の利活用を推進するため平成21年3月に策定した「新県有財産利活用推進計画」を改訂することとしている。この改訂作業は、全庁的に行うこととしており、この中で貸付けや空きスペースの状況などの情報を集約し、県有財産の利活用を図る。</p>	<p>総務部</p>	<p>86</p>
<p>県有財産に関する情報の一元化と全体最適の検討</p>	<p>【旧土木材料試験室】</p> <p>県としては、（財）大分県建設技術センターより年間390万円の賃料を得てはいるが、土木建築部道路課が敷地内の一部を倉庫程度に使用しているのみであり、その利活用としては十分とは言えない。大部分を同財団が使用していることから、県は将来的にも積極的に利用する用途がなければ、同財団に買取りを依頼する方向で検討されたい。</p>	<p>（公財）大分県建設技術センターは、将来の新庁舎建設に備えて施設整備資金等の積立てを行っており、その将来計画の条件として、現在3箇所に分散している事業施設を同一場所で一体的に行えるような建替えを希望していること、また、新庁舎建設の時期として平成40年度を目標としていること、加えて、新庁舎建設までは現状どおり借上げでの事業継続を前提としていることから、将来的に建設計画を具体化する段階において当該県有財産を建設候補地として検討する余地はあるにしても、現段階においては旧材料試験室の県有財産を買取りできる状況にない。</p> <p>さらに、同財団は、平成25年4月1日に公益財団法人に移行し、特に材料試験業務は、建設工事全般についての県内で唯一の公的指定試験機関として、公共、民間を問わず年間7,000件以上の需要がある。</p> <p>県では、公共工事の品質を確保するため、コンクリートや鋼材などの重要な材料については、中立かつ公正な立場で品質が証明できる公的試験機関の試験成績表を必須としており、センターの行う材料試験業務の停滞は、避けなければならない。</p> <p>そうした中、当該土地及び建物の売却にあたっては、新たに材料試験業務を一定期間継続的に行える物件を確保せねばならず、また、試験機器の移設に膨大な費用が見込まれることから、安定的な材料試験が見込まれない場合は、県民サービスの低下を招くことになる。</p> <p>したがって、当分の間は、現状のとおり貸付けで対応することとする。</p> <p>なお、旧材料試験室のうち旧道路課運転手控室については、用途廃止のうえ普通財産に移管し、平成25年度から同財団に貸し付けている。</p>	<p>土木建築部</p>	<p>89</p>

## 2. 遊休・不稼働財産の問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書 ページ
県有財産に関する情報の一元化と全体最適の検討	<p>【大分川廃川敷地】 大分市大字古国府の大分川廃川敷地については、現在、大分県森林組合連合会のみが駐車場及び展示場用地として利用している。正規の貸付料を計算すると年間3,019,735円のところ、減免により県は年間488,900円のみ収納しているが、県としては今後も利用見込みがないことから、同組合との間で売却の交渉をすることが妥当と考える。</p>	<p>貸付地のうち、駐車場用地については、大分県森林組合連合会と平成25年2月、3月、6月に売却に向けての交渉を行っている。売却協議が整うまでは、引き続き貸付を実施する。 また、展示用地については、県産材の需要拡大のためのモデル展示事業敷地として利用しているため、無償貸付を継続することとした。</p>	農林水産部	90
	<p>【聴力障害福祉会館跡地】 聴力障害福祉会館跡地は、普通財産として障害福祉課の所管のまま土木建築部に使用承認されているが、現在仮換地状態であり、今後大分駅周辺整備事業に伴い大分市の精算を待つという状況にある。この土地については、県全体の視点から、倉庫跡地として利用している土木建築部に所管換えを行うか、特殊な状況にある不動産として専門性の観点から県有財産経営室に所管換えを行っておくべきである。</p>	<p>県全体の視点で有効な利活用の検討を行うため、現在、県有財産経営室への所管替えに向け、協議を行っている。</p>	福祉保健部	91
県の組織全体の連携・協体制	<p>未利用資産や低利用資産が増加してきており、これまで以上に利活用の検討や処理の努力を行う必要がある。そのためには、縦割りを越えた連携・協体制が必要であり、以下の点を検討されたい。 ①県有財産経営室と施設整備課の執務場所を隣接させ、常時コミュニケーションを取りやすい体制にする。 ②教育庁及び警察において所有不動産を処理している人員が、県有財産経営室と連携し、必要に応じて共同作業を行える体制とする。 ③県有財産経営室は積極的に未利用・低利用財産を各所管部局より引き受け、専門性を高めて、これまで以上に機能する必要がある。また、各所管部局は可能な限り県有財産経営室に協力を厭わず、連携して利活用に取り組む必要がある。</p>	<p>県有財産経営室は、関係所属への財産に関する定期的なヒアリングを行ったたり、各部局横断の組織である県有財産利活用等検討委員会、同幹事会を活用し、利活用協議を行い、各部局の売却事務等を支援している。今後も現在推進中の「新県有財産利活用推進計画」の進行管理を行いながら、利活用事務の円滑化に積極的に取り組む。 また、ファシリティマネジメント推進の観点から県有財産経営室に配置している施設整備課3名及び用度管財課1名の兼務職員との連携を密に行うとともに、教育庁及び警察を含めた関係所属についても、課題把握と情報共有に努めていく。 こうした取組を強化して、県有財産経営室が、これまで以上にイニシアティブをとっていくことにより、利活用の更なる取組を進める。</p>	総務部	91
	<p>現地を視察した状況や関係者と面談した結果、未利用資産の処分が進行せず滞留している原因として、未利用資産の処理のための費用（測量や境界確認等）が部局の予算となっていることや、各所管部局の処分に対する意識の問題もあると考えられることから、以下の改善策を検討されたい。 ①処分のための予算を各部局予算とするのではなく、全体予算とすること（県有財産経営室所管分に留まらない） ②処分の結果生じた収入の一部を当該部局の未利用資産の処理のための費用（測量や境界確認等）に充てることができる仕組みとし、各所管部局が行うインセンティブ（誘因）を組み込む。</p>	<p>現在、「新県有財産利活用推進計画」の改訂作業中であり、計画推進に要する経費を県有財産経営室で予算化する。 なお、現在、関係所属において事業予算として計上が困難な処分費用（境界確認や測量等）については、県有財産経営室がまとめて予算確保することとしており、県有財産経営室の未利用財産処理費用には、処分収入の一部が充てられている。</p>		92

## 2. 遊休・不稼働財産の問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
県の組織全体の連携・協力体制	<p>【宇佐地区宿舎】 宇佐市の担当者と面談したところ、売却が行えていない3つの理由のうち、2つについては解決できる心証を得た。最後の課題についても、県の公営住宅室と連携して解決することで売却が可能と考えられることから、立地条件の面からも早急に売却に向けた対応の必要がある。</p>	<p>県の公営住宅室の接面道路の問題は解決したため、導入路と市道認定の関係は宇佐市に解決への協力を求め、解決でき次第売却する。</p>	総務部	94
	<p>【中津地区宿舎】 導入路が共有名義である等、売却のための障害はあるが、地域としては中心街に近く閑静な住宅街であることから、好条件もあり売却可能と考えられる。 売却に向けた対応を進める必要がある。</p>	<p>導入路が共有名義となっていることから、現在、地域住民との調整を行っており、調整が整い次第売却する。</p>		95
	<p>【宇佐地区宿舎跡地1号】 隣接地との境界確認を行って、売却を進める必要がある。仮に境界確認が不可能だとしても、貸付を行う余地はあることから、検討すべきである。</p>	<p>共有名義人多数の境界確認を要する事案であり、関係市、地域住民等と協議しながら、売却困難な場合は貸付ける。</p>		96
	<p>【玖珠地区宿舎2号】 売却のためには境界確認を行わなければならないが、隣接地の所有者と面談ができていない。粘り強く交渉を行い、売却を進展させる必要がある。</p>	<p>境界確認困難事案であるが、今後とも、隣接所有者との調整を進め、売却する。</p>		97
	<p>【旧浅海研究所】 施設の特性や立地から判断して、今後の利活用の検討は難航し、時間を要することが考えられることから、公開している未利用財産のリストに掲載するとともに、所在地の市等と連絡を取り、地域の実情に合った再利用や処分等を検討する取組を早急に開始する必要がある。</p>	<p>平成24年度に土地の測量・境界確認が終了したことから、豊後高田市と連絡を取り、施設の処分等を進めていくこととした。 平成25年6月に豊後高田市に購入を打診したところ、一部の土地について協議したいという回答があった。 引き続き、市と連絡を取り合いながら処分を進めて行く。</p>	農林水産部	97
県の組織全体の連携・協力体制	<p>【旧浅海研究所】 研究所移転に伴って研究設備等を新施設に移動させているが、旧庁舎に入ってみると実験器具等使用可能なものが残っていた。新施設から必要な都度取りに来ているとのことであるが、非効率でもあることから、使用可能なものは新施設に速やかに移動させて整理すべきである。</p>	<p>平成25年2月及び3月に、利用可能な実験器具等を新施設に移動させるとともに、使用頻度の低いものは処分を行った。</p>	農林水産部	98
	<p>【農林水産研究指導センター（宇佐）職員宿舎6棟】 売却処分の方針であるが、立看板の設置や情報の開示等売却のための努力を行う必要がある。また、建物は総務部、土地は農林水産部の研究普及課の所管とされており、処分を進める体制が不明確であった。現地での掲示及びインターネット等での開示、市町村等への問い合わせ等、処分のための努力を行う必要がある。</p>	<p>平成24年度に土地の処分に必要な測量・境界確認が終了したことから、平成25年度中に総務部で、一般競争入札による売却を実施することとした。</p>		98

## 2. 遊休・不稼働財産の問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
県の組織全体の連携・協働体制	【内水面研究所職員宿舎及び所長宿舎】 物件を売却する意志決定を行っており、「大分県新県有財産活用推進計画」にも記載していることから、立看板の設置や地元との折衝等処分への準備を行うべきである。	平成24年度に土地の測量・境界確認を終了させたところであるが、その際に所長公舎敷地が宇佐市（旧安心院町）から条件付で寄付を受けた土地（一部を除く）であることが判明した。 所長公舎については、関係機関と今後の取扱いを協議するとともに、職員宿舎については、平成25年9月に宇佐市に購入を打診した。	農林水産部	99
	【農林水産研究指導センター（三重）職員宿舎】 市の総合運動公園に隣接し、市場性は高いとみられるとともに、現在施設の一部は使用されてはいるが建物の耐震上の問題も抱えていると考えられることから、地元の市等と土地の売却等の交渉を行う必要がある。	平成24年度に土地の測量・境界確認を終了したことから、各機関と売却に向けて協議を行った。当該財産は都市計画公園区域内にあるため、将来的に市の公園として供用される予定であることを踏まえ、平成25年7月に豊後大野市に土地の購入について打診を行ったところ、購入について前向きな姿勢を示している。 引き続き、市と連絡を取り合いながら処分を進めていく。		99
	用途廃止した教育関連の処分は処分計画を作成して取り組んでいるが、人員や習熟度等の問題から、処分が滞留している。県有財産経営室と連携して速やかに取り組む必要がある。	県有財産経営室と連携を密にし、平成25年9月から、未利用の物件を県有財産経営室のHPで情報提供するなどにより、売却処分に取り組むこととしている。	教育庁	100

## 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
売却可能資産の範囲	大分県の場合、開示されている貸借対照表において、普通財産として区分されているものを全て売却可能資産として計上している。売却可能資産を貸借対照表において別掲することの背景には、自治体において資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めるとともに、債務の圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産の売却促進等に積極的に取り組むことが求められていることがある。 したがって、単に開示という観点だけでなく、管理のための有用性も含めて、貸借対照表における売却可能資産の範囲を再度検討されたい。	現在、本県では、貸借対照表における売却可能資産の対象範囲は、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に基づき、すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産としている。 しかしながら、現状においては、長期に貸し付けている普通財産など売却可能性の低い財産も計上していることから、今後は、売却可能な資産について改めて整理することで、対象範囲を絞り込んでいくこととした。	総務部	62
コスト情報の整備	資産に関する戦略を検討するためにも、現在17大規模施設に限られているLCC（ライフサイクルコスト）を全ての施設について算定する必要がある。全てを個別に算定することが不可能だとしても、構造や建築からの経過年数等、いくつかの指標に基づいてグループ分けする等、経済的かつ合理的な方法に基づき算定するよう検討されたい。	ライフサイクルコストの算定については、総合体育館、県立図書館など17の大規模施設の取組を先行し、マネジメントのノウハウを蓄積しているところである。 また、現在、改修工事実績などの施設保全情報の整備について「施設台帳管理システム」により一元化や共有化に取り組んでおり、今後、構造や建築からの経過年数等を基に施設のグループ分けを行ったうえで簡易な手法により、ライフサイクルコストの算定を行う。	総務部	81
	現状は施設維持あるいは、資産保有の継続を判断するための意志決定に有効な情報が整備されていない。今後、資産に関する戦略を検討するため、上記LCC（ライフサイクルコスト）のほかにも、当該施設を運営するにあたっての行政コストや発生主義によるコスト情報等を整備することを検討されたい。	行政コスト等把握のためには、施設運営のための情報整備が必要であり、指定管理施設を対象に実施しているモニタリングや評価の手法を参考にしながら、典型的な施設でモデル的にコスト情報等を整備する。		82

### 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
庁舎管理業務等に係る合理化	<p>今後、以下の庁舎管理業務に係る合理化を行い、庁舎管理やその他施設に係るコスト削減を進める必要がある。</p> <p>1) 契約に係る事務作業の集約の検討            現在、大分県では各振興局及び出先機関の付帯設備保守点検業務、清掃、警備業務等の委託契約事務作業はそれぞれの箇所において取り行われており、この契約に係る事務作業を集約化することによって業務の効率化につながる可能性があるため、検討する必要がある。</p> <p>2) 契約内容の検討            a 一括発注ないしエリア発注の検討            清掃業務、警備や電気設備等の保守点検作業等につき、本庁、各総合庁舎等の庁舎管理業務の一括発注を行うことにより、県全体としてコスト削減につながる可能性があることから、検討する必要がある。            b 仕様の統一的運用及び契約情報の一元化、共有化            本庁舎、各総合庁舎及びこれら以外の県有施設において、各種管理業務に関し、その仕様（業務の中身）については庁舎管理マニュアルが作成され、各箇所に配付されている。しかし、これらを運用した結果としての契約内容に関する情報の一元化、共有化を行う必要がある。情報を共有するだけでもコスト縮減の効果が期待されると考えられる。</p>	<p>庁舎管理業務については、すでに平成19年3月に関係所属連名で「庁舎管理マニュアル」を作成し、長期継続契約等、委託業務の仕様及び積算の標準化等に取り組んでいる。現在、平成25年末を目処に上記マニュアルの改訂作業を行っており、仕様書標準化の周知徹底を図る。            こうした過程の中で、振興局や地方機関を対象に契約事務の集約や発注方法等についても今後検討していくこととし、具体策として、モデル地域での維持管理契約の集約化などを進める。</p>	総務部	85
県有財産の日常管理	<p>【千源寺住宅跡地】            未利用地である公営住宅室管理の千源寺住宅跡地に、近隣事業者等が無断駐車していた。無断駐車防止と早期売却等を図る必要がある。</p>	<p>平成25年6月に、今後の措置方針を県有財産経営室と協議・確認のうえ、無断駐車を行っている近隣事業者との交渉に着手したところである。            当該事業者は、土地の購入又は賃借の意向を示していることから、引き続き解決に向け交渉を重ねていくこととした。</p>		105
	<p>【青江地区公共埠頭背後地】            港湾課所管の青江地区公共埠頭背後地（1,795㎡）に無断駐車が行われていたため、早急に是正する必要がある。            港湾課として行政利用目的がないのであれば、売却を検討するか、普通財産として貸付けを行うべきである。</p>	<p>無断駐車については、所有者がわからなかったため、平成25年2月に貼り紙により駐車禁止を周知した結果、県有地内の全ての車両を一掃することができた。現在は県有地の周囲にロープを張り無断駐車できないようにしている。            今後は港湾施設としての活用予定もないため、平成25年9月に用途廃止し、普通財産とした後、県有財産経営室に売却依頼を行い、売却を進めていくこととした。</p>	土木建築部	105
	<p>【杵築教職員住宅】            杵築高校教職員住宅（杵築市南杵築）を視察したところ、不法占用を防止するためのテープ線や看板等が設置されておらず、敷地内に車両が無断駐車されていた。不適切な利用を防止するための対策を講じる必要がある。</p>	<p>平成25年3月に不法占用防止策として、「立入禁止」の看板とロープを設置した。            また、未利用物件の現地確認は、各管理校と連携して実施するとともに、平成25年4月以降、取りまとめ部署である福利課が計画的に直接現地を確認し、現状を適切に把握することとしている。</p>	教育庁	106

## 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書 ページ
所有財産の日常管理	<p>【宗方宿舎跡地】 宗方宿舎跡地（大分市上宗方）を視察したところ、近隣住民が駐車場として利用していた。適切な現地確認を行うとともに、不法占用等不適切な利用を防止するための改善措置を行う必要がある。</p>	<p>平成25年3月に不法占用防止策として、「立入禁止」の看板とロープを設置した。 また、未利用物件の現地確認は、各管理校と連携して実施するとともに、平成25年4月以降、取りまとめ部署である福利課が計画的に直接現地を確認し、現状を適切に把握することとしている。</p>	教育庁	107
	<p>【定期的な現地確認】 教職員住宅、校長宿舎等未利用物件が増加しているが、現地確認が行われていない物件があった。未利用物件の増加に対して、取りまとめ部署で現地確認が適切に行われていることを把握する仕組みが必要と考えられる。</p>	<p>未利用物件の現地確認は、各管理校と連携して実施するとともに、平成25年4月以降、取りまとめ部署である福利課が計画的に直接現地を確認し、現状を適切に把握することとした。</p>		107
	<p>【敷戸職員住宅】 敷戸職員住宅（大分市敷戸北町）を視察したところ、不法占用を防止するためのロープや看板等が設置されておらず、施錠されていない倉庫もあった。不適切な利用を防止するための管理を行う必要がある。</p>	<p>平成24年11月に、敷戸警察職員住宅の階段出入り口をコンパネボードで封鎖（施錠）し、同敷地の不法占用を防止するため、敷地内入口にロープ等を敷設し、立入禁止の警告看板を設置した。また、倉庫扉の故障箇所は、扉が開かないよう釘打ちによる施錠を行った。</p>	警察本部	108
	<p>【防災資機材倉庫】 防災資機材の入庫が平成24年3月に行われているが、管理簿が平成23年5月以降更新されていなかった。また、資機材管理簿の一部に記入誤りがあった。適時適切な資機材管理簿の作成・更新を行う必要がある。</p>	<p>管理簿の更新漏れ、誤記入については、監査結果を受け、直ちに改めた。 また、今後、四半期ごとに倉庫の現状確認を実施することとし、管理簿については受払いの都度、更新を行うこととした。</p>	生活環境部	108
	<p>【防災資機材倉庫】 防災資機材倉庫を視察したところ、消火薬剤の缶に製造年月日は明示されているが納入時期が明示されていないものがあり、管理簿には納入時期は記載されているが製造年月日の記載がないものがあった。これでは、現物と管理簿の正確な照合ができないことから、今後は管理簿にも製造年月日を明らかにして、現物と管理簿を照合しやすいように工夫する必要がある。</p>	<p>平成24年度の消火薬剤購入分から、消火薬剤の缶に「製造年月日」、「納入年月日」を印字することとした。 また、今回の監査を契機に、より適正な管理ができるよう管理簿を刷新し、製造・納入・廃棄年月日の明示、管理簿記入担当者及び管理担当者の押印、配置図、写真等関係書類を整備することとした。</p>	生活環境部	109
処理の遅れ	<p>【下市住宅跡地】 県営の下市住宅は平成15年に用途廃止され、取壊し済みである。現在、県営・町営で共同利用していた集会所のみが残り、それ以外は更地の状態で放置されているが、道路に面していないため売却が難しい状態である。一方、この県営住宅が移転した大仏住宅の土地は宇佐市から借りており、宇佐市と解決策について早急に協議するべきである。</p>	<p>平成25年3月に、交換の対象区域について、取引事例比較法による鑑定を行ったところ、単価で約6%、合計額で約0.25%の価格差となった。その結果については同年5月に事前協議として宇佐市に提示しており、合意が得られれば交換手続きに着手することとしている。 なお、集会所については評価額がゼロであるので、敷地の交換と同時に用途廃止し、速やかに宇佐市に譲渡する。</p>	土木建築部	109

### 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
使用料・貸付料の処理	<p>【総合社会福祉会館に係る使用料減免の取扱い】</p> <p>大分県社会福祉協議会に対して、総合社会福祉会館に係る県有財産の使用料を「収入の9割以上が県からの委託金、補助金等である団体が使用するとき」に該当するとして、100%減免しているが、この減免基準を適用する根拠資料のないまま減免していた。</p>	<p>減免基準適用のための根拠資料が添付されていなかった件については、直ちに整備・添付を行った。また、今後の使用許可手続の際も同様に添付することとした。</p> <p>なお、使用料減免については、①大分県社会福祉協議会は公共的団体であり、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業の用に直接供するために利用しており、②県は委託等により、地域福祉の推進にかかる多くの役務の提供を大分県社会福祉協議会に要請していること等から、使用料減免基準の適用を見直し、平成25年4月1日付けで、減免基準A-2-(イ)「県の要請及び指定を受け試験・研究、役務の提供等を行う団体が使用するとき」に該当するとして、県有財産の使用料を100%減免することとした。</p>	福祉保健部	110
	<p>【運転免許センターに係る貸付料算定の取扱い】</p> <p>運転免許センターの建物を（財）大分県交通安全協会に貸し付けているが、貸付料の算定にあたり、行政財産の貸付けに係る料率（土地6/100、建物8/100）ではなく、目的外使用の料率（土地5/100、建物7/100）によって貸付料の算定を行っていた。</p> <p>本契約は3年間という期間を定めた定期建物賃貸借契約であることから、貸付けという契約形態に適合する貸付けに係る料率（土地6/100、建物8/100）を適用すべきである。</p>	<p>監査結果に加えて、「県有財産（行政財産）に移行した場合の形態を重視して、目的外使用に準じた取り扱いをするならば、賃貸借契約の契約内容そのものを目的外使用許可に準じた内容としたうえで行うべきであろう。」との見解が監査人から示されたことを踏まえ、委託事務の中止等公用・公共の必要が生じた場合に備えるため、貸付期間を従来の3年間から1年間に見直し、目的外使用許可に準じた契約内容とした。</p>	警察本部	111
	<p>【県庁舎本館に係る行政財産の使用料減免の処理】</p> <p>県庁舎本館において、県が行政財産目的外使用許可に係る使用料を減免した団体の中に、減免基準に適合しない団体が含まれていた。県が減免基準に該当するかの判断を適切に行わなかったために発生したものである。使用料の徴収漏れについては団体から徴収するとともに、今後使用料の減免にあたっては、減免基準に適合するかを毎年度適切に確かめる必要がある。</p>	<p>徴収漏れの使用料（平成22年度分～平成24年度分）について、当該団体より徴収した。</p> <p>平成25年度からは、減免するにあたり決算等の資料の確認が必要な団体については、毎年度必要書類を入手し、減免基準に適合するか確認し、減免対象外であれば使用料を徴収することとした。</p>	会計管理局	112
	<p>【台帳登録の誤り】</p> <p>「大分高等技術専門学校」近接の県有地は現在市道として大分市が使用、管理しているとしていたが、実際には市道ではなく、台帳上の登録が誤っていることがわかった。台帳の登録及び維持管理は適切に行う必要がある。</p>	<p>当該県有地については、監査結果を受け、直ちに台帳を修正した。今後、台帳登録を行う際は、複数の職員で現場確認を実施するなどチェック体制を強化する。</p> <p>維持管理については、県有地であることを明示するなど、道路として適切な管理を行っていく。</p>	商工労働部	113
	<p>【貸付料の減額申請手続】</p> <p>佐伯総合庁舎の一部を貸し付け、貸付料の減額を行っているが、貸付料の減免申請でなく、行政財産の目的外使用料の減額（免除）申請となっていた。</p>	<p>県有財産の貸付等を行う際には、根拠となる条例等により手続の流れを確認したうえで、申請者から提出された書類の審査を確実にを行うことを徹底し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>また、関係所属に対しても、適正な事務処理を行うよう、研修会等で周知徹底を行い、審査時のミス防止に努める。</p> <p>なお、減額は貸付料の減免率で適正に計算しており、徴収する貸付料に誤りはなかった。</p>	総務部	113

## 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書 ページ
使用料・貸付料の処理	<p>【貸付契約の更新手続】</p> <p>農村整備計画課所管の水利開発課中央管理センター用地については、用途廃止し普通財産に区分して国営用水施設の管理センター建設用地として九州農政局に貸与しているが、貸与期間が経過しているにもかかわらず、契約の更新が行われていなかった。</p> <p>また、土地の状況からその所有権について市との話し合いを行う必要がある。</p>	<p>平成24年11月30日付けで九州農政局と貸与契約の更新を行った。</p> <p>また、その後土地の所有権については、市と協議を行い、平成25年4月10日付けで当該土地を市に譲与した。</p>	農林水産部	114
未登記物件について	<p>農村整備計画課所管の土地の一部及び県立学校の土地の一部について、未登記状態となっている物件が存在した。県有財産規則第16条において、登記を要する県有財産を取得した時は、速やかに登記を行わなければならないとされており、これが行われていなかった。</p>	<p>【農林水産部】</p> <p>土地登記簿の複数の名義人がいる登記名義を変更するには名義人全員の同意が必要であるが、登記名義人の中には、すでに死去しているなど相続関係人が多数存在しているものもある。</p> <p>また、相続関係人の中には登記変更の手続きの協力が得られないなど、相続関係人全員から登記承諾の同意を得るのは非常に困難な状況であるが、登記変更を今後も進めていく。</p> <p>【教育庁】</p> <p>指摘のあった3件のうち、1件については相手方（津久見市）と協議を行うことで、登記完了に取り組んでいる。</p> <p>他の2件については、現状では相続関係の手続きの進展が見込めないが、引き続き、相続関係人と協議を進めていく。</p>	農林水産部 教育庁	114
	<p>民有地上の県有建物について未登記物件が1件存在した。借地上の県有建物については、原則として登記を行うべきである。</p>	<p>未登記物件の臼杵津久見警察署上青江駐在所建物については、平成25年4月に登記した。</p>	警察本部	114
	<p>校長宿舍の2件について、システム上の土地台帳において登記の記載が漏れていた。</p> <p>原因はシステム移行以前の手書き台帳において登記年月日の欄に記載がなく、移行時際に登記年月日を空欄にしたまま登録が行われたことによるものと考えられる。</p> <p>手書き台帳の沿革欄には登記が行われた記載があることから、システム移行時に注意して入力を行えば防げたと考えられる。今後システムを改修する際には、登記事項の重要性から必須情報とし、未入力の場合にはシステム上原則として一旦は受け付けない仕組みにする等対応を取ることが望ましい。</p>	<p>入力漏れのあった2件については、監査結果を受け、平成25年3月に修正入力を行った。</p> <p>また、県有財産管理システムの改修については、県有財産経営室と協議中である。</p>	教育庁	114
	<p>上記のとおり未登記案件が発生していることから、今後は登記対象物件については確実に登記を行う必要上、登記済証を取りまとめ部署で提出するとともに、その写しを保存し、一元管理しておくよう規程を改定されたい。</p> <p>また、「県有財産の取得に伴う登記事務処理の促進について」（昭和51年7月20日 管第502号）に関して、例えば土地及び借地上の県有建物等、登記すべき対象を明確にしておく必要がある。</p>	<p>登記の有無については、現在、県有財産管理システムにおいて一元的に把握できるようにしており、今後も当システムにおいて一元管理し、新たに取得する際には、登記済証などにより登記があることを確認してから県有財産管理システムに登載する。</p> <p>また、土地・建物など登記すべき対象については明確化し、平成25年9月に通知済であるが、今後も登記漏れがないよう各所管課に周知徹底を図っていく。</p>	総務部	115

### 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
県立学校の耐震化について	<p>平成27年度末で、県立学校の耐震化率100%という国の目標に対して、大分県は前倒しで対応し、平成23年度末には学校再編関係で廃止予定等の建物を除き、耐震化率100%を達成している。</p> <p>しかし、学校再編に係る耐震化未対応物件の再編までの期間の安全性確保については、学校側と十分に連携して漏れが無いように取り組まれない。</p> <p>また、現在、対応が急がれている東日本大震災の際に問題となった建物の天井等の非構造部材の新たな対策についても、優先順位をつけて行うとともに、対応が完了するまでの期間は、これも学校側と連携を図って、現場での注意喚起を促す等、ソフト面の対応に抜かりのないようお願いしたい。</p>	<p>学校再編に係る耐震未対応物件については、閉校までの間、代替場所の確保や使用頻度の低減化に取り組むなど、学校と十分連携を図っている。</p> <p>非構造部材の耐震対策については、平成24年度は全ての県立学校において、収納棚やテレビ等の転倒・落下防止対策を実施した。</p> <p>さらに、平成25年度は、天井等落下防止対策として耐震点検調査を実施後、事業優先順位を決定するとともに、平成25年度以降の事業計画を策定し、順次施工に取り組む。</p> <p>なお、対策が完了するまでの間は、引き続き学校への注意喚起を行い、ソフト面の対応強化を進めている。</p>	教育庁	116
消費生活・男女共同参画プラザ	<p>この施設はPFIという手法を使って、県有地に民間資金で建物を建て、一定部分を県が賃借料を支払って借り受け、その約半分のスペースを会議室・研修室として貸出しを行っているが、その利用率が低迷している。その利用率の低い原因は駐車場が少ないことにあるのか、それとも周知徹底が足りないのかはわからないが、中心地で利用率が低いとなると、有効活用がなされていないことになり、担当課及び県有財産を統括する部門はその原因を分析するとともに対応策を検討するべきである。</p>	<p>当施設は、営業目的の会議室利用を認めていない点及び有料駐車場がビル全体で10台しかないといった制約があるが、利用率の低いOA研修室を小会議室に変更するとともに、施設の有効利用を図るため、利用者に対し利用促進のためのアンケート調査を実施、適切な利用率の算定、利用実績及び利用率が低い原因について分析を行い、利用に関する規程の改正や周知方法等の対応策を検討することとしている。</p>	生活環境部	119
大分県におけるインフラ資産のアセットマネジメントについて	<p>土木事務所において、職員点検のスケジュール（日程表）が作成されていなかった。適切な点検時間の確保と人員の配置を行い、効果的かつ効率的な点検が実施されるように、点検スケジュールを作成・管理しておくことが望ましい。</p>	<p>平成25年度から、年度当初に各土木事務所にて、当該年度実施する点検計画表（スケジュール）を作成し、事務所、道路保全整備室双方で確認のうえ、適切な進捗管理を行うこととした。</p>	土木建築部	135
	<p>現場点検時に作成した手書きの点検調書が保管されていないため、上長による現場点検のチェックや橋梁台帳システムへの入力の実績が検証できない状態となっている。また、点検調書の様式に移動時間や検査時間、入力者・査閲者欄が設けられていない。今後は手書きの点検調書も保管するとともに、点検調書には検査時間や査閲者欄を設けてチェック体制を整え、不適切な点検や記録による、誤った対応がとられるリスクを抑えた上で、適切な橋梁管理を行っていく必要がある。</p>	<p>平成25年度から、手書きの点検調書の保管も義務づけるとともに、点検調書の様式の変更も行い、検査時間、査閲者欄等を加え、上長によるチェックにおいて、現場作成分とシステム出力分の各点検調書の整合性の確認が確実にされるようにした。</p>		135
	<p>点検結果を踏まえた対応が適切に文書化されていなかった。補修や調査等の対応の有無及び対応を判断した根拠を含むプロセスを文書化して、点検後の検討や対応がどのように行われたかを明確にしておく必要がある。</p>	<p>平成25年度から、点検結果を受けての今後の対応方針や対応した結果を点検調書に記載することとした。</p>		136

## 3. 利用財産の維持管理・修繕コストの問題

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
大分県におけるインフラ資産のアセットマネジメントについて	<p>橋梁管理に係る業務職員は講習会に可能な限り出席するとともに、出席できない職員についての対応をルール化して、専門知識・能力の蓄積に努められたい。</p>	<p>定期点検に必要な技術を習得させるため、点検従事職員を対象に担当者会議等を開催し、点検手法、点検着目点等について説明を行っているが、さらに、平成25年度からは、点検従事職員が全員出席しやすいように、点検担当者会議を複数回開催することで、担当者会議への出席を原則化した。 また、各種技術講習会への出席状況を道路保全整備室にて一元的に管理し、講習会未出席者への講習会参加を働きかけ、点検技術の研鑽を進めていくこととした。</p>	土木建築部	137
	<p>橋梁点検5か年計画のうち、後半の24年度及び25年度にかけて前半年度部分のしわ寄せが生じており、このままでは5年間で終わらせるのは無理な状態となることも予想されることから、人員の面や予算の面等、関係部門と早めの協議を行い適切な対応を取る必要があると考えられる。</p>	<p>平成25年度に、国の交付金等の活用により、点検調査委託を増加させることができ、初回調査については、同年度中に完了できる見込みとなった。 2巡目点検では、点検進捗状況を確認した上で、計画的な点検となるよう進めていく。</p>		138
	<p>定期点検について、現在の当該土木事務所における日常的な統制だけでなく、定期的に例えば一年間に一回は本庁、あるいは他の土木事務所の熟練者によるレビューを導入する必要がある。</p>	<p>平成25年度から、点検結果を所内決裁を経て道路保全整備室まで報告することとし、さらに、道路保全整備室職員による点検結果に対する指摘等については、担当者会議等で周知し、事務所間の点検レベルの均一化を図ることとした。</p>		138
	<p>県の技術者OBの活用や橋梁点検スペシャリストの養成等の検討を行い、大分県橋梁長寿命化維持管理計画のこれまで以上の進展を図る必要があると考えられる。</p>	<p>限られた予算・人員の中で、膨大な数の道路施設を点検するためには、現役技術職員だけでなく、豊富な経験を持つ技術者OBの方々の支援は効果的と考える。関係部局と協議を行い、効果的なOBの活用方法について検討を進めていく。 また、点検スペシャリストの養成については、専門研修に職員を積極的に派遣し、個々の点検スキルの向上を図っていく。 なお、現在の大分県長寿命化維持管理計画については、初回点検完了後、内容について見直しを行うこととしており、より一層の進展を図っていく。</p>		138
大分県県有施設整備基金	<p>県有施設に関する維持管理コストについては、現在算定されている17大規模施設以外の施設についても、概算でLCC（ライフサイクルコスト）を把握し、計画的な積立てを行う必要がある。</p>	<p>県有施設のうち、床面積が概ね10,000㎡以上の大規模17施設については、中長期的な保全計画に基づき、維持管理も含めた長寿命化対策を行っている。 その他の施設については、年度毎に見込まれる維持管理経費を毎年度の予算に計上し、経常的な維持補修等に対応している。長寿命化を図る観点から必要な修繕費等については、県有施設整備基金や県債などを活用することから、施設毎の中長期的な保全需要を考慮しながら、計画的な基金積立てに努める。 なお、平成24年度3月補正予算においても、財政状況を踏まえ基金残高の確保を図った。</p>	総務部	147



## 4. コスト意識

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書 ページ
共済借入	<p>職員住宅に関して警察共済組合、公立学校共済組合及び地方職員共済組合より県が実質的に借入を行っているが、低金利下において繰上償還ないし、借換えを随時実施しなかったことから、平成23年度までに機会損失が発生している。</p> <p>財源不足が常態化する中で、県有財産の各所管課としては、極力支出を抑えることが優先され、県全体としてはどうすべきであるかという視点が欠落したと考えられる。部局ごとの予算の考え方によって、県全体の観点からすると不効率が発生している場合があるため、全体的な予算統括部署はこのことに十分留意して取り組まれない。</p>	<p>本件は制度上、借換えができないが、繰上償還を行う場合は、多額の一般財源を必要とするため、県民サービスの低下を招かないよう、実施時期について様々な状況を総合的に判断すべきである。いわゆる交付税ショック等によって平成16年度に252億円にも及ぶ財源不足が生じた経験を踏まえると、これまで繰上償還を行う状況になかったと考えている。</p> <p>今回、繰上償還の判断に至ったのは、県庁舎の耐震改修事業において、国庫等の有利な財源が活用可能となり、当初予定していた県有施設整備基金からの繰入れを繰上償還に振り向けることができたことによるものであり、これまでの行財政改革の成果によるところが大きいと考えている。</p> <p>なお、2%超の金利負担は、今回をもって解消したところであり、今後とも、適正な財政運営に努める。</p>	総務部	122
大分県環境保全協力金基金	<p>機械装置を購入する際に、本体価格（購入価額）の比較によって購入先が選定されている。機械装置購入後も当該購入先（系列会社含む）により保守点検費用（維持管理費）が不可避・経常的に発生することが見込まれる場合においては、購入価額のみならず維持管理費も含めたトータルコストで業者比較を行い、契約を結ぶのが望ましい。</p>	<p>会計事務規則、契約事務規則等に関わる内容であるため、トータルコストの比較により契約を締結する方法を取ることが可能かどうかについて、会計管理局と協議しているところである。</p>	生活環境部	212
大分県地域総合整備資金貸付金	<p>一部の貸付先について、毎年度決算期末後に徴求すべき貸付金償還状況報告書が、未入手であった。当該報告書は借入金の償還が順調に行われているか確認することはもちろん、財務内容に大きな変化がないか確認するために必要なものであるため、入手を徹底する必要がある。</p>	<p>一部の借入人が未提出であった借入金残高状況報告書については、監査後すぐに指示し、報告させ、内容について検査を行った。</p> <p>今後は報告漏れがないよう、適正な事務処理を徹底した。</p>	企画振興部	244
	<p>貸付先の財務状況を正確に把握するため、決算書でチェックすべきポイントを定めたくてチェックした結果を記録として残すべきである。</p>	<p>毎年度報告を受ける決算書については、平成25年度から新たにチェック表を作成し、財務状況の確認を行うこととした。</p>		244
大分県介護福祉士修学資金貸付金	<p>債権が滞留して相当期間経過しているものがある。これらについて長期にわたって管理し続けているため、管理コストがかさんでいる。延滞が発生し始めた当初に人員や時間等の資源を投入して、十分に貸付者の状況を捕捉し、滞留債権となることを防ぐべきであった。</p> <p>今後の改善策としては、初期の延滞時点に速やかに対応を行うことにより、長期の延滞に移行することを防止することができると考えられることから、取り組む必要がある。</p>	<p>大分県介護福祉士等修学資金貸付金制度については、平成14年度以降新規貸付は実施していないが、今後、新規の貸付を行う際は、監査結果に留意し、滞留債権の発生防止に努める。</p>	福祉保健部	247
大分県看護師等修学資金貸付金	<p>滞留債権が発生して時間が経過してしまうと解消させるまでに多大なコストがかかってしまうため、そのような事態に陥らないために滞留発生初期から債権管理簿を有効に利用して早めに解消させるように管理すべきである。</p>	<p>滞留債権が発生した場合は、大分県債権管理マニュアルに基づき管理してきたところであるが、今後も今まで以上に債権管理簿を有効に利用し、督促、催告を速やかに行うなど、迅速、適切に管理を行っていく。</p>	福祉保健部	250
大分県医師修学資金貸付金	<p>この貸付制度は、平成19年度に創設されたため現時点での返済実績はない。将来時点において、当該貸付金の利用者が医師としてどの程度地域医療機関に定着しているか調査することによりその効果を検証する必要がある。</p>	<p>当該貸付金の利用者である学生が、今後、どの程度、医師として地域医療機関へ定着するかについては、1期生の義務期間終了後（平成31年度予定）から調査・検証することとしている。</p>	福祉保健部	253

#### 4. コスト意識

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
大分県医師研修資金貸付金	当該貸付制度は、平成19年度に創設され大部分が返還免除の要件を満たしていることから現時点での返済実績はほとんどない。 将来時点において、当該貸付金の利用者が医師としてどれぐらい地域医療機関に定着しているか調査することによりその効果を検証する必要がある。	当該貸付金の利用者である医師の県内定着状況については、毎年度調査しているところであり、今後も事業効果を検証していく。	福祉保健部	256
大分県立病院運営資金貸付金、三重病院運営資金貸付金	病院事業会計の中に「三重病院運営資金貸付金」という名称の三重病院に対する過去の施設整備に係る貸付金が残っている。これはすでに閉鎖された三重病院への債権であり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、そのまま残しているという説明を受けた。しかし、いまだこれに関する返済スケジュールは策定されていない。病院事業の事業計画上も早急に策定される必要がある。	平成25年度中の返済スケジュールの作成に向け、県立病院と協議を開始したところである。	福祉保健部	258
大分県介護保険財政安定化基金貸付金	介護給付適正化推進運動の項目のうち、「医療情報との突合、縦覧点検」についてはその実施率が全国平均を大きく下回っている（平成22年度）。他の項目に比べ費用対効果が大きいと考えられるため、早期に実施できる体制を整えるよう検討されたい。	「縦覧点検」については、平成23年度は実施率100%を達成し、全国平均75.8%を24.2ポイント上回った。 また、「医療情報との突合」については、現在、大分県国民健康保険団体連合会が全国共通の「国保連合会介護給付適正化システム」に独自システムを加えて、より効率的な「医療情報との突合」が行えるよう準備を進めているところである。 さらに、各市町村職員による「国保連合会介護給付適正化システム」の活用を推進するため、平成25年度、大分県国民健康保険団体連合会の職員を市町村に派遣し、実地でシステムの操作研修を行う。	福祉保健部	261
大分県母子寡婦福祉資金貸付金	滞留債権については得られる回収額に対してかかるコストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。	他県の状況も参考にしながら、回収困難な債権について、民間の債権回収業者に委託するなど適正な債権管理方法について検討する。	福祉保健部	264
	違約金について免除基準を明確化するとともに、その基準に該当しない場合に違約金を徴収できる体制を早期に整える必要がある。	平成25年度中に具体的な免除基準を定めたい。違約金の徴収を行う。		265
大分県専修学校等技能習得奨学金	平成23年度末において滞納額が1,738千円発生している。滞納は一旦発生するとその後の管理に多大な労力と時間を要することとなるため、発生した初期において返還交渉をしっかりと行い早期に解消することが必要である。	平成24年度からは、年1回の返還免除申請（市町村経由）時期の直前に、滞納者に対し、手紙及び電話で、未納分の催促とともに返還免除制度がある旨を伝え、利用を呼びかけている。 また、全ての奨学生に返還状況を通知するとともに、無理のない返還のための返還方法の変更（年賦→月賦）なども可能である旨を通知し、新たな滞納者が発生しないように取り組んでいる。	生活環境部	267
	滞納者の中において、実態として回収が不可能と考えられる者で免除等の申請をしていない貸与者に対しては免除等の申請を促し処理する必要がある。	平成24年度からは、年1回の返還免除申請（市町村経由）時期の直前に、滞納者に対し、手紙及び電話で、未納分の催促とともに返還免除制度がある旨を伝え、利用を呼びかけている。 また、全ての奨学生に返還状況を通知するとともに、無理のない返還のための返還方法の変更（年賦→月賦）なども可能である旨を通知し、新たな滞納者が発生しないように取り組んでいる。		267

## 4. コスト意識

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
大分県中小企業高度化資金貸付金	<p>A方式について、利用実績を上げるためには柔軟な利率設定やスピード感のある融資実行が出来ないか検討されたい。 また、そのような方策を実施したうでもなお需要がないようであれば、休止を検討すべきではないかと考える。</p>	<p>県が中小企業者へ貸付するA方式における融資条件や手続等については、大分県中小企業高度化資金貸付規則等（以下「規則等」という。）に規定しているが、A方式の場合、県が（独）中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）から資金を借受けて中小企業者に貸付けるため、規則等の規定は「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」（以下「準則」という。）に準じて定めなければならないことになっている。 このため、現行制度の枠組みの中で融資条件等を柔軟に変更できるか機構と協議したが、準則は全国的な情勢等を考慮して定めており、現時点で適切な規定と考えているとのことであり、各県ごとの事情に応じて融資条件や手続等を変更することはできない。 また、当制度は、中小企業向けに全国一律に設けているものであり、本県のみ休止することは、現時点では困難である。</p>	商工労働部	270
	<p>滞留債権については得られる回収額に対して事務コストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。</p>	<p>現在管理している滞留債権の多くは、昭和50年ごろに貸付を行ったものであり、現在その多くは主債務者がすでに倒産し、連帯保証人についても、死亡、行方不明、高齢化に伴う資力減少により回収は困難な状況であるが、公平な負担の観点から、回収の努力を続けている。 また、回収の見込みがなく、回収費用よりも回収額が少額となることが明らかな債権をサービサー等に売却、若しくは債権回収委託しようとしても、経済的合理性がなく、いずれも引き受け手がないと推測されるため、今後とも、必要最小限のコストで保証人資力調査等を行うなど、できるだけ効率的な管理に努める。</p>		271
	<p>小規模企業設備資金については、現在休止しており再開予定もないため、これに係る特別会計の繰越資金について自主返納が出来ないか検討する必要がある。</p>	<p>中小企業設備導入資金特別会計繰越金については、小規模企業者等設備導入資金のうち延滞債権回収が完了した設備貸与事業分553,956千円を平成25年3月に返納した。 また、現在延滞債権回収中である設備資金貸付事業分については、根拠法である小規模企業者等設備導入資金助成法が平成27年3月に廃止される予定であり、それまでに回収等に努め、法廃止にあわせて繰越金を返納する。</p>		272
大分県農業改良資金貸付金	<p>今後発生する貸付について、県は貸付資格認定事務のみ行うこととなっているが、債務者の事業計画を慎重に検討して、返済スケジュールの実現可能性を高めるよう貸付資格認定可否を慎重に検討する必要がある。 農業改良資金という性格から審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行う必要がある。</p>	<p>貸付資格認定のみならず、事業計画についても関係機関で密に連携を取りながら検討し、併せて貸付後のアフターフォロー（経営担当及び該当する品目担当の普及員による指導、確認など）も綿密に行う。</p>	農林水産部	274
大分県林業・木材産業改善資金貸付金	<p>他の類似する事業に資金需要がシフトしたこと等で貸付実績が減少傾向にあることを考えれば、当該貸付事業に事務コストをかけて県が実施するよりは、リスクの低い転貸中心にシフトできないか検討されたい。</p>	<p>転貸では連帯保証人が不要となるなど借受者にとってもある利点があることから、県も国への貸付計画（平成25年度）において、融資枠を直貸：転貸＝1：9で申請するなど転貸を推進することとした。 また、借入相談時まずは転貸を検討するよう、説明会を通じ関係機関へ働きかける。</p>	農林水産部	276

#### 4. コスト意識

項目	監査結果	措置状況（案）	担当部局	報告書ページ
大分県沿岸漁業改善資金貸付金	今後発生する貸付については、債務者の事業計画を慎重に検討して返済スケジュールの実現可能性を高めるとともに、債務者から返還できない状況に陥った場合に連帯保証人から確実に返還できるように、連帯保証人の資力も十分に検討して貸付けるよう心がける必要がある。審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行うことが重要といえる。	事業計画については、関係機関で密に連携を取りながら検討し、併せて貸付後のアフターフォロー（普及員による指導、確認など）も綿密に行う。 また、連帯保証人の資力を審査の段階で確認できるように「大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱」を平成25年8月に改正した。	農林水産部	279
大分県就農支援資金貸付金	農業法人への就職等が増え当該貸付制度を必ずしも必要としない就農形態が増えてきたこと、また、実際に貸付実績が伸びない中でも新規就農者は増加傾向にあることを考慮し、当該貸付制度のあり方について検討する必要がある。	新規就農者数に対する就農支援資金の貸付件数は監査結果のとおりであるが、新規就農者を確保する上で、国の制度である就農支援資金貸付金を廃止することは、他県と比べて新規就農支援施策の条件が悪くなり、県内外からの新規就農者の確保に支障が生じる。 大分県においては、平成23年度から27年度の5カ年間ににおいて新規就農者1,000人を確保する取組を行っており、本制度は、就農を希望する者を就農へと誘導する上で重要な支援制度と位置づけていることから、全国各県と同様に、現行の制度で引き続き運用する。 貸付を希望する新規就農者に対しては、貸付計画等を総合的に判断して適切に貸付を行う。	農林水産部	281
大分県高等学校等奨学金貸与事業費貸付金	「高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱」第4条第2項には、「～、大分県高校生修学支援基金条例（平成21年大分県条例第107号）～」との記載があるが、この条例の号数は間違っている。当該貸付要綱の該当箇所を正しい号数に修正すべきである。	平成25年4月に、当該貸付要綱の該当箇所を正しい号数に修正した。	教育庁	287
大分県地域改善対策奨学金貸付金	滞留債権については得られる回収額に対して事務コストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。	市町村との連携を強めることにより、免除・猶予制度の利用促進や事務手続きの効率化を進め、滞留債権の発生防止を図った。	教育庁	289
大分県地域改善対策奨学金貸付金	滞留債権の発生を未然に防ぐには、債務の免除や返還債務の履行猶予の手續が迅速に行われる必要がある。そのために、本人の所得証明は不要にするなどの法の弾力的運用が可能かどうか検討されたい。	免除・猶予申請のうち保護者申請分については、平成25年度から本人の所得証明を不要にするなど、申請事務の効率化を行った。	教育庁	290
広域営農団地農道整備事業	農道は完成して供用に付されているが、農道計画に盛り込まれている道路周辺の農業関連施設はその多くが造られていない状態であり、このままでは物流機能を主たる目的とする農道の役割が十分に果たされず、計画時点で想定した地方債の償還負担に見合った受益が十分に得られない恐れがある。 担当課は地元である市や町、事業者たる農業関連団体等と協議を行い、これら農道を今後どのように生かして県の農産物の物流に利用するのかを再度検討の上、対処されたい。	計画時にあった道路周辺の農業関連施設は、農協の広域化や、施設機能の集約等によって移設または統廃合されたものもあるが、本農道を活用している。 農道は、国・県道を補完する役割があり、地域の道路ネットワークの一翼を担っている。これにより、農産物や営農資機材等の輸送効率が格段に向上し、地区内での新たな生産団地の形成や、農業への企業参入が進む等農業振興に大きく寄与している。 なお、農道計画時に新規に計画した施設については、市町村・農協の合併等を機にこれまでより広い範囲を対象として再配置されてきており、より効率的な利用が図られるよう、施設規模や建設場所等について、引き続き関係機関を指導していく。	農林水産部	311